

「いちのみや気候変動対策アクションプラン 2030」改訂業務委託に係る 公募型プロポーザル方式実施要項

1 目的

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）の改正や国の地球温暖化対策計画の改定など、地球温暖化を取り巻く状況が大きく変わり、日本の新たな温室効果ガス削減目標が示された。そのため、ゼロカーボンシティ宣言を行った本市の地域脱炭素をさらに加速させていく必要がある。これらの背景を踏まえ、2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けた本市の新たな削減目標を定め、脱炭素社会実現に向けた取り組みの推進を図ることを目的として、いちのみや気候変動対策アクションプラン 2030 を改訂する。

2 業務概要

(1) 委託業務名

いちのみや気候変動対策アクションプラン 2030 改訂業務

(2) 業務内容

いちのみや気候変動対策アクションプラン 2030 改訂業務の支援を行い、詳細については別紙「いちのみや気候変動対策アクションプラン 2030 改訂業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 6 年 1 月 25 日（木）まで

(4) 提案上限額

9,999,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすものです。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 令和 5 年度の入札参加資格審査申請に基づき作成された物品の製造及び購入等に係る一宮市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除措置を受けて

いないこと。

- (7) 過去3年間（令和2年度以降）に他の自治体と、本業務と同種の業務について、実績を有すること。

4 参加表明書の提出

(1) 参加の意思表示

参加表明書（様式第1号）を後述の書類提出先へ郵送等（書留など配達記録が分かるものに限る）又は持参により提出すること。

(2) 提出期限

令和5年4月24日（月）までとする（郵送等の場合は必着）。

なお、受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 書類提出先

一宮市環境部環境政策課

所在地：〒491-0201 一宮市奥町字六丁山52番地 一宮市環境センター北館

5 企画提案書作成等に関する質問の提出及び回答

(1) 質問の提出期限

令和5年4月24日（月）午後5時15分までとする。

(2) 質問の提出方法

電子メールにより提出すること。提出の際には、プロポーザルに関する質問書（様式第2号）に質問内容を簡潔に記載すること。

なお、電話や口頭による質問は受け付けない。

(3) 提出先メールアドレス

kankyoiseisaku@city.ichinomiya.lg.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は、本プロポーザルへの参加を表明した事業者に、4月28日（金）までに電子メールにて回答する。

なお、質問者名等は公表しない。

6 企画提案書の作成及び提出方法

下記に定める提出書類を前述4(3)の書類提出先へ一括して郵送等（書留など配達記録が分かるものに限る）又は持参により、11部（正本1部、副本10部）提出すること。

なお、提出書類の提出期限以降の差し替え及び追加提出は認めない。

(1) 企画提案書の作成方法

ア 企画提案書は別紙「いちのみや気候変動対策アクションプラン2030改訂業務

委託仕様書」に基づき作成すること。

- イ 用紙サイズは日本産業規格による A4 判の規格とし、文字のサイズは 11 ポイント以上で作成すること。ただし、図表等についてはこの限りではない。
- ウ 様式ごとに頁数を記載すること。
- エ 分かりやすい表現に努めること。
- オ 1 社 1 提案とする。

(2) 企画提案書の提出期限

令和 5 年 5 月 10 日（水）までとする（郵送等の場合は必着）。
なお、受付時間は平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(3) 提出書類一覧

企画提案書を提出する際には、下記の順番にまとめて提出すること。

順番	提出書類の名称	様式	備考
1	企画提案書提出届	様式第 4 号	
2	企画提案書	任意様式	<ul style="list-style-type: none">○別紙「いちのみや気候変動対策アクションプラン 2030 改訂業務委託仕様書」に基づき、基本的な考え方、手法、視点等、アピールポイントを明記すること。○両面印刷とし、8 頁以内にまとめること。
3	会社概要書	様式第 5 号	<ul style="list-style-type: none">○A4 判 2 頁以内
4	業務実施体制表	様式第 6 号	<ul style="list-style-type: none">○配置予定技術者の当該資格証の写しを添付すること。
5	工程表	任意様式	<ul style="list-style-type: none">○A4 判 2 頁以内○令和 5 年 12 月から 1 か月以上パブリックコメントを実施し、その後に開催する環境審議会からの答申を反映した最終案を取りまとめられるスケジュールで提案すること。また可能な限り前倒しした工程で提案すること。
6	業務実績表	任意様式	<ul style="list-style-type: none">○地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定又は改訂業務(環境基本計画内で位置づけたものも含む)に関する過去 3 年間(令和 2 年度以降)の履行実績を記載すること。

7	参考見積書	任意様式	<p>○見積内容を可能な限り詳細に記載すること。 ※消費税及び地方消費税を含む見積書とすること。</p>
---	-------	------	--

7 審査基準及び選定方法

(1) 審査基準

別紙「いちのみや気候変動対策アクションプラン 2030」改訂業務委託に係る公募型プロポーザル方式評価基準に基づき審査を行う。

(2) 選定方法

- ア 企画提案書を提出した事業者を対象に、提案書類及び提案内容等をより理解するため、企画提案書のプレゼンテーションを行う。
- イ 審査は一宮市職員及び民間人で組織する審査委員会において、企画提案書類及びプレゼンテーション、質疑応答の内容をもって総合的に評価する。
- ウ 審査員が審査基準に基づき点数化して評価し、順位が最上位の事業者を本業務の優先交渉権者に決定する。また、2位の事業者を次点交渉権者に決定する。
- エ 本プロポーザルへの参加を表明した事業者が1社の場合であっても審査委員会を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その事業者を優先交渉権者に決定する。

(3) プrezentation及び質疑応答

- ア 令和5年5月19日（金）に環境センターで実施を予定し、実施日時等の詳細については別途参加者に電子メールにて通知する。
- イ 審査時間は、1事業者につき30分以内とし、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内とする。説明時間の延長は認めない。
- ウ プrezentationは、企画提案書を用いて行うこととし、追加での提案の説明資料や追加資料の配布は認めない。
- エ プrezentation用のスクリーンは環境センターのものを使用し、PC・プロジェクターは持参すること。

(4) 留意事項

- ア 参加表明後に辞退する場合は、すみやかにプロポーザル参加辞退届（様式第3号）を提出することとする。
- イ 審査は全て非公開とする。

(5) 審査結果

- ア 参加者すべてに文書にて通知する。
- イ 審査経過については公表しない。

8 参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当すると一宮市が判断した場合は失格とする。

- (1) 提出書類を指定した期限内に提出（到達）しなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 提出された参考見積書の見積額（消費税及び地方消費税を含む）が提案上限額を超えている場合
- (5) 契約締結の日までに一宮市入札参加指名停止の措置を受けた場合
- (6) その他本要項を遵守しない場合

9 企画提案等提出書類の取り扱い等

- (1) 提出された企画提出書等は返却しない。
- (2) 選定された企画提案書等の提出書類は公開の対象とする。選定されなかった事業者の企画提案書類は事業者名をはじめ、非公開とする。
- (3) 提出書類は、候補者の選定以外には提出者に無断で使用しないものとする。ただし、提出書類は候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成する。
- (4) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、一宮市情報公開条例（平成 12 年条例第 33 号）に基づき、当該提出書類を公開することがある。

10 契約手続等

- (1) 審査に基づき、契約候補者の順位を決定し、優先交渉権者と随意契約に向けた交渉を行う。
- (2) 優先交渉権者と契約に向けた合意に至らなかった場合又はその事業者が失格となった場合には、次点交渉権者に選定された事業者と交渉を行う。2 位以下も同様に行う。
- (3) 契約時の仕様書は、企画提案書の内容を受け、随意契約に向けた交渉を行う際に提示し、調整を行うものとする。

11 プロポーザルの全体日程（予定）

項目	日程
1 参加表明書の受付	令和 5 年 4 月 24 日（月）午後 5 時 15 分まで
2 質問の受付	
3 質問への回答	令和 5 年 4 月 28 日（金）まで
4 企画提案書の受付	令和 5 年 5 月 10 日（水）午後 5 時 15 分まで
5 企画提案書のプレゼンテーション	令和 5 年 5 月 19 日（金）

6	審査結果の通知	令和5年5月24日(水)
---	---------	--------------

1.2 問い合わせ先

一宮市環境部環境政策課 担当：木全

電話：0586-45-9953 メールアドレス：kankyoseisaku@city.ichinomiya.lg.jp